

民事判決情報データベース化検討会

第2回会議議事録

- 第1 日時 令和4年11月16日(水) 自 午前9時30分
至 午前11時56分
- 第2 場所 オンライン開催
- 第3 議事
- 1 開会
 - 2 資料の取扱い等について
 - 3 有識者ヒアリング
 - 4 次回以降の議事、日時等の説明
 - 5 閉会

議 事

山本座長：

それでは、定刻となりましたので、「民事判決情報データベース化検討会」第2回の会議を開会したいと思います。

本日は、御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、所用のため、鹿島委員、小塚委員、米村委員は御欠席、町村委員は、10時30分頃から御出席とのことです。御欠席の委員からは事前に御質問等を承っておりますところ、そちらにつきましては適宜のタイミングで事務局から代読をいただきたいと思いますと考えております。

それでは、本日の議事に入ります前に、配付資料等について事務局から説明をお願いします。

事務局：

法務省の渡邊でございます。それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は1から5までございます。

まず、資料1「第2回民事判決情報データベース化検討会について」でございます。こちらは、本日予定の有識者ヒアリングの概要を記載したものでございます。資料2から5は本日、お話を伺う有識者の皆様から提出いただいた資料でございます。このうち、株式会社LIC様から御提出いただいた資料4の別紙2について若干補足をいたします。こちらは、LIC様の提供する統合型法律情報システム「判例秘書」に収録されております裁判例の入手方法別の件数等に関する資料でございます。こちらの資料については、競争上の理由から、本検討会の構成員限りに配付し、非公開とするよう、LIC様から御要望をいただいております。この資料の取扱いについては後ほど委員の皆様にお決めいただくことになろうかと存じますが、情報の取扱いには御留意いただきますよう、お願い申し上げます。

最後に、会議用資料として、次回以降の日程等について記載したものを配付しております。

資料の確認は以上です。

また、発言の要領につきましては、前回と同様、挙手機能を御利用ください。

以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。

続きまして、増見委員は今回が初めての御出席となりますので、可能であれば簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

増見委員：

本日、初めて参加させていただきます、凸版印刷の増見と申します。日本商工会議所からの推薦を受けまして参加させていただいております。先般の法制審の民事訴訟法IT化

関係部会にも参加させていただいた関係で、こちらにも参加させていただいていると理解しております。これからどうぞよろしく願いいたします。

山本座長：

ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、本日の議事に入りたいと思います。

まず、事務局から説明がありました資料 4 の別紙 2 についてお諮りします。こちらの資料については、提出者である株式会社 LIC の要望を踏まえ、本会議の構成員限りの配付資料とし、非公開の扱いにしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

(異議なし)

御異議ないようですので、そのような取扱いとさせていただきます。また関連して、本日の議事の過程で、この資料を前提とした、公開するのが相当ではないと思われる御発言が出てくるかもしれません。その場合、座長の判断で該当する発言を公開しないことができるようにしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

続きまして、中身に入ります。今回は、有識者ヒアリングということであります。前回の会議において複数の委員から意見がございましたが、本検討会においては、民事判決情報の利活用の現状を踏まえることはもちろんのこと、今後の利活用の在り方を見据えて、利活用に資する制度設計をする必要があると考えられます。そのような観点から、本日は、情報社会学、法社会学の研究者のお二人、判例雑誌の出版社、判例データベース会社の皆様に御協力をいただき、ヒアリングを実施いたします。

資料 1 の第 1 に記載のとおり、まずは民事判決情報の利活用の可能性について、研究者のお二人からお話を伺いたいと思います。事務局から御紹介をお願いします。

事務局：

最初にお話いただきますのは、武蔵大学社会学部メディア社会学科、庄司昌彦教授でございます。庄司教授におかれましては、情報社会学・情報通信政策を御専門とされており、総務省の「自治体システム等標準化検討会」や「自治体 DX 推進検討会」の座長として、行政デジタル化の推進について多角的に取り組んでおられるほか、デジタル庁のオープンデータ伝道師として、中央省庁・地方公共団体のオープンデータの取組推進に、多大な貢献をされております。本日は、民事判決情報の利活用の可能性について、我が国全体の政策を踏まえつつ、お話をいただきたいと思います。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、庄司教授よろしく願いいたします。

庄司教授：

御紹介をいただきました庄司と申します。

画面を共有して御説明をしたいと思います。

それでは、「民事判決情報のデジタル化とデータ提供に期待されること」と題しまして、お話をさせていただきます。

資料に簡単な自己紹介を記載しておりますので後ほど御確認いただければと思います。が、私自身、法律の専門家ではございませんが、政府・自治体のデータ活用あるいはデジタル化、DX化などを研究テーマとして取り組んでおります。

まず、世界観を御紹介しておきたいと思いますが、オープンデータというのが今日お話しするキーワードになりますけれども、オープンなデータというのは自由に使用・編集・共有できるデータと定義されています。厳密な意味で言うと、ここで想定されている、今日議題となっているデータというのは誰もが自由に編集できるデータとは限らないと思うのですが、モデル、理想としては、誰でも自由に何の目的でも使うことができるデータが世の中に増えていくとデータを自由に掛け合わせる事が可能になると。データというのは、あるデータセットを単独で置いておいても価値に化けるといことはほとんど無く、いろいろなものを組み合わせたり編集したりして、それによって価値が出てくるというものです。したがって、データ形式などの編集のしやすさや利用条件、利用条件が複雑なものが組み合わせると更に複雑なものになりますので、なるべく制約のないデータが増えることが必要です。そういうものが社会の中で、私は濃度という言い方をしていますが、たくさん満たされていくといろいろな利活用が生まれてくると思います。

日本におけるオープンデータ政策がどう進んできたのか、その経緯を独自でまとめたものになりますが、今となっては意外と古いということになるかもしれません。リーマンショックの後、アメリカのオバマ政権が発足直後に補助金の使い方なども含めて透明性とオープンデータに関する覚書を出して、政府が持っているデータなどは自由に開放するとしました。もともと連邦政府の文書には著作権というものは主張されていなかったのですが、こういうことを就任初日に宣言したというのが象徴的な出来事です。日本においては、その翌々年、東日本大震災の際に、様々な情報が錯綜したり使いにくかったり、あるいは何気なくオールライツリザーブドとか書いてしまっていて自由に使えず、活用しきれなかったという反省、課題が露呈しました。また一部では、そういった中でも、自由に使えるデータを組み合わせる様々なアプリが作られて、支援に使われたということもあります。その後、反省を踏まえて2012年に「電子行政オープンデータ戦略」、これは政府が初めて「オープンデータ」という言葉を使った文書なのですが、これが10年ほど前に誕生しています。2013年には政府全体としてのデータカタログサイト、ポータルサイトのようなものを作り、イギリスで開催されたG8のサミットでは「オープンデータ憲章」、政府は文書を原則オープンにするという方針が合意されています。そのほか、利活用側でシビックテック、政府のデータも使えるようになってきた、震災で様々な事例も経験したということで、民間の団体の活動などが活性化し始めたのが2014年頃からということになります。法律というルール面で言いますと、政府標準利用規約というものができています。政府ウェブサイトの利用条件について、連邦政府ほどではないですが、

基本的には誰でも自由に使って良いという方針を示しています。法務省のサイトの利用規約もこれになっていると思います。それから 2016 年には「官民データ活用推進基本法」ができて、政府も自治体もデータ活用の計画を作りましょうといったことがうたわれました。そのほか、2018 年に欧州 GDPR が始まりましたが、同時に、公文書が改ざんされた問題ですとか統計の不正の問題ですとか、いろいろな課題が表出しました。最近では 3D のオープンデータを増やそうといったことにも話が広がっています。また、デジタル庁の発足によって、ベースレジストリと言いますが、国の基礎基盤となるデータは実は縦割りで役所ごとに定義が違っていたのですが、そこを揃えていこうという動きが始まっています。

これはひとつの目安ですけれども、オープンデータに係る日本の取組は、データカタログサイトで見ると先進国の中では下の方ということになっています。

こちらは、デジタル庁が出している包括的データ戦略というものの考え方です。レイヤー構造でいろいろな課題を整理し直したものになります。つまみ食いのあちこちでバラバラに進んでいたものを整理して、ベースレジストリでデータそのものを国主導で整備し直すということですか、連携基盤や活用環境ですとか、データの品質を示すルール、トラストの仕組みなどを整備しているところです。

実例に入っていきたいと思いますが、法律家向けの利活用方法というのはこの後発表でいろいろ出てくると思うので、私は違う観点からお話ししたいと思います。表示しているのは、様々な文章を機械学習の素材として使うという例です。「日本古典籍くずし字データセット」というものがありまして、古典の様々な文書が国文学資料館で保存されているわけですが、その画像がオープンデータになっています。そのくずし字を機械学習することによって、様々なタイプのくずし字があるわけですが、それらを特定できるアプリが開発されたという事例です。開発者はタイ出身の源氏物語が好きな女性ということで話題になっています。

それから、オープンデータではないですけれども、独立行政法人が持っているデータ、この場合は住宅金融支援機構が持っているデータを、非識別加工情報にして民間企業に提供したという事例になります。住信 SBI ネット銀行が住宅ローンを提供するための AI 審査モデルというものを作っていて、その学習データとして国のデータを使ったと。国のデータを使って直接的に何か顧客サービスをするのではなく、機械学習の素材として使うというような使い道が示されています。

このほか、例えば EU の欧州委員会の文書というのは、多言語で同じ内容が翻訳されていたりします。国連も同様ですが、そういったものというのは翻訳エンジンの機械学習にすごく使えると思います。また、これは私が好きな事例なのですが、何年か前に日経新聞がエバーノートというアプリに出資をしたことがありまして、エバーノートというのはメモ帳アプリなのですが、内容を書いていくとそれに関連する新聞の記事がオススメとして下の方に表れるというような機能が実装されていました。実は今はサービス

が終わってしまったので過去形なのですが、例えば、今画面に表示している「教育機関でのクラウドサービスについて」云々というを入力していくと、下の方のコンテキストという欄に、入力している内容に合わせて関連する日経新聞の記事が次々に提案されていきます。動的に、書いてある内容を読み取っていくので、細かく情報量を増やしてメモを書いていけば書いていくほど、それに合った記事がレコメンドされていくというような機能です。これは応用可能性があるのではと考えています。例えばレコメンドということと言うと、私は法律の世界は疎いですが、弁護士さんでも企業の方でも、文書を作っているとそれに関連する判例や法律や文書などが、今のエバーノートの例のように書いているそばからレコメンドされていくとか。あるいは、同じことをやれば、自然文をある程度投入して目的を設定したりすれば文書の下書きができるとか、そういったこともできるのではないかと思います。それから傾向分析ですね、裁判には弁護士や裁判官や企業など様々な人が登場するわけですが、判例を内容ごとに横断的に分析して、この人はどういうものに関わっているか、この企業はどういうところに登場しているかといったことについて分析することもできるのだらうと思います。そうすると、この企業は過去にこういうことがあったとか、弁護士や裁判官の傾向が分かるということもあるのだらうと思います。例えば、プロ野球の世界では今、相当なデータ分析ができるようになっていて、審判がどれくらいのボールについてストライクと言っているかなどについて、カメラなどを駆使して非常に細かい分析をしているわけですが、そういったことも素材があれば、大量に学習することができれば、できるのだらうと思います。

「求められること」ということですが、私としては、特に条件を付けずに自由に使える、いわゆるオープンなデータが増えることが望ましいと思います。それはなぜかという、今までは情報を作ったり管理したりするところに非常にお金がかかっていたわけです。それが、デジタル化によって、コピーしたり配布したりするコストは下がっていますし、作成のコストも下がっています。そうやって入手コストを下げていくと、得をするのは力が弱い人たちです。お金をかけてデータを作ったりすることができなかった人たちが特に救われるということです。したがって、情報を持つとか分析するという観点での民主化というのが、大きな意味では進むのだらうと思っています。あとですね、こういうことを言うと、費用対効果があるところから、狙い撃ちで効果が大きいところからやりたいとよく言われますが、オープンイノベーションの世界を切り開くというときには、あまり狙い打ちし過ぎないほうが良いと思います。もちろん資源は有限なわけですが、とにかくいろいろなものを、まずは利用可能な状態にすることが望ましいと思います。それから、データを整備していくに当たっては、ただ単に文書が使える、公開されるだけでも大きな意義がありますが、やるならば、できれば、どの分野であるか、いつどこで出された判例なのかといった情報のタグ付け、メタデータを付ければ付けるほど価値は上がりますので、そういったことも考慮していく必要があるのだらうと思います。特に企業が出てくるものについては、法人番号を付けてしまえば一意に特定ができるとか、そういったこともあ

るだろうと思います。

15分ほどお話をさせていただきました。以上です。ありがとうございました。

山本座長：

庄司先生、ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明に関連しまして、御質問・御意見のある委員は、御発言をお願いしたいと思います。先ほど事務局から説明がありましたとおり、挙手機能を用いてお知らせいただければと思います。

それでは宍戸委員お願いいたします。

宍戸委員：

東京大学の宍戸でございます。本日は庄司先生、お出でいただいて貴重な知見を提供いただき、ありがとうございます。オープンデータ政策の第一人者である庄司先生にこの場にお出でいただいて、大変に有意義なインプットをいただいたと思います。

私から、大きく2点、お伺いをしたいと思います。

様々な公文書のオープンデータに関わられてきた庄司先生から見て、民事判決の判決文をオープンデータ化する際に、他のオープンデータに比べてどういった点に障害がありそうか、特に気を付けるべき点などがあれば教えていただきたいのが1点目です。

2点目は、タグ付けについてですが、タグ付けにはコストが一定程度発生していきませんが、オープンデータ化していくに当たってこのコストをどのように分担するのがよいか、様々な事例があると思うのですけれども、何かアドバイスをいただければと思います。

庄司教授：

ありがとうございます。障害については、いろいろやってみないと分からないこともありますが、デジタル化して様々なところに判決情報を使いやすい形で広がっていくとなると、私は先ほどメリットということで申し上げましたけれども、いろいろな企業の履歴や裁判官や弁護士の履歴が簡単に知れるようになる、それによって逆に不利益があるのかもしれないとか、あるいは個人の話で言うと、忘れられる権利とぶつかってくる可能性があると思います。今までであれば限定的な範囲で共有されてきたものが、デジタル化によってその人にずっと付いて回ってしまうということはある問題だということです。これは民事判決情報だけの話ではなくて、破産者情報や官報においても起こっている問題なので特有というわけではありませんが、今生じているそういった問題については民事判決についても触れざるを得ないと思います。

それからタグ付けなどのコスト負担についてですが、私の経験でお話しさせていただくと、当初、オープンデータ化が進めば、汚いデータであっても使って良いよという素材が増えることによって、民間で加工する事業者がたくさん出てくるのではないかと期待していました。私は汚くても良いからとにかく出せ派だったのですけれども、残念ながら中間加工業者がこの10年あまり増えなかったというのが実情です。いやいやこれからだよというところなのかもしれませんが、もしかしたら、ある程度のところまで出す

側で付加価値を付けてあげる方が良いのかもしれませんが。政府自治体のデータで言うと、ある程度のデータ可視化ツールなどを組み込んでしまった方が、実はこんな価値があるのかということを利用者に分かってもらえるということもありますが、それではお金がかかるじゃないかという話になってしまうのですけれども。悩ましいのですが、多少付加価値は付けて出した方が良いのかなと今は思っています。よろしいでしょうか。

宍戸委員：

ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。

予想されたことではありますが、かなり多くの方々から質問の御希望があります。せっかくの機会ですので、できるだけ皆様の質疑を行いたいと思いますので、誠に恐縮ですが、できるだけ内容について簡潔にお願いできればと思いますので、御協力のほどよろしくお願ひします。

それでは湯浅委員お願いいたします。

湯浅委員：

庄司先生、今日のスライドの最後のところで、単なるプレーンなテキストで提供するのではなくて、タグ付け等の価値化、高い価値をつけることが望ましいという御示唆がございました。民事判決のデータというプレーンなテキストで提供されるようなイメージもあるかと思うのですけれども、庄司先生の御知見から、民事判決にどういう構造化、タグ付け等を行うことが望ましいのか、もう少し詳しく御説明をいただければ幸いです。

庄司教授：

ありがとうございます。これは民事判決の話ではなくて、一般的なオープンデータでありますけれども、ここ10年とかで、我々はスマホを持って活動するようになり、またこれから自動運転など移動分野の革命が期待されているところで、位置情報はエンジニアが非常に欲しがる情報です。何か地域的な分析をしたりする、サービスを作るといったときに位置情報、それも住所ではなく座標情報、そういうものがエンジニアからは喜ばれます。それから、位置情報に関連する話ですが、これは別に住所でも構わないのですが、例えば、福岡の西日本新聞さんが分析した例で、20年間の福岡市議会の議事録データをテキスト分析したところ、20年間一度も話題になっていない地区が見つかりましたと、そういうジャーナリズムに生かされたりしています。やはり、いつどこで誰がといった情報は価値が高いのだと思います。それを検索しやすくする、例えば法人番号などといった情報が期待される場所なのかなと思います。メタデータに関して、先ほどの忘れられる権利などを考えるのであれば、賞味期限みたいなものを入れても良いのかなと思います。オープンデータではなく、限定公開であれば、いつまで公開ということが入っても良いのかもしれない。すみません。あまり想像が広がりましたが、そんなところです。

湯浅委員：

大変参考になりました。ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

庄司先生、ありがとうございます。簡潔に。法人が出てきたときは法人番号を付けてはどうかということについて私も賛成ではあるのですが、当会議では、法人についても一部マスクをしたいという御希望もあるようです。これまでのオープンデータとの関わりの中で、法人の情報をマスク等している例、その場合の基準等について、御存じだったら教えてほしいという点が一つと、もう一つは、事後に、特に法人に関して、オープンデータのここを削除してほしいという問題が起きた例があったら教えてください。よろしくお願いいたします。

庄司教授：

法人の情報については、日本は割と慎重に議論されているという印象があります。法人のデータについては、恐らくイギリスが一番進んでいるのではないかと思います。日本でいうところの法人登記情報みたいなもの、カンパニーレジストリーというものが整備されていて、その会社が誰の影響下にあるのか、株主構成まで出ています。民間の人たちがそのデータとパナマ文書を掛け合わせていろいろ追跡したという例もあって、法人、特に公開企業については、むしろ透明性を高めるべきだというのがイギリス的な考え方のようです。日本の法人関係のオープンデータは進んでいないとイギリスから何回も言われていたこともありました。ただ、インボイスの話で個人事業主の情報を公開されると困るという問題も出ていますよね。法人といっても、結局ビジネス主体とすると個人事業主みたいな人も扱わなきゃいけない、あるいは実質一人の会社も扱わなきゃいけないとなると、プライバシー的な問題とも関わってくる可能性もあります。オープンデータの世界では、食品営業許可施設一覧については価値が高いと昔から言われていて、これは公開して問題ないとなっているのですけれども、実は個人で許可を取っている方の家や名前も含まれてしまっていたりもします。ですが、もう何年も経ちますが問題が起きたという話は聞いたことがないのですね。ただ、インボイスの話を見ていると、この先問題が起きる可能性はあるかもしれないとは思いますが。

事後に削除した事例について、先ほどの食品営業許可施設一覧が削除されたという話があれば正にそれになるのですが、これが問題になったという話は聞いたことがないです。

板倉委員：

ありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

庄司先生、今日はありがとうございます。

先ほど民主化の関係でオープンデータ化によって利益を得る者が中小企業等であるというお話がありましたけれども、よく理解できないところがありました。テキストデータのような加工されていないデータを中小企業が分析することができた、そういう場が提供されたという御趣旨なのでしょうか。それとも加工している業者などがいて、整備されたデータを中小企業等が有効に活用できるようになったという御趣旨なのでしょうか。

庄司教授：

ありがとうございます。例えば、気象データや交通関係のデータなどについては、政府の外郭団体の道路交通情報センターや気象業務支援センターなどがございますが、実は社会的価値が大きいデータというのは、そのように政府の外郭団体がやってきたわけです。そして、その団体の維持とかデータ管理にはお金がかかるので、会員にだけ提供するという形で結構高いお金を取るわけです。そこに参加できないベンチャー企業であるとか、本当に使えるかどうか試してみたいというような人には、データ活用の観点からするとハードルが高い状態が続いてきました。気象データについても、業務支援センターなど売っている場所があるわけですが、最近は気象庁自身もデータを出すようになっていて、それは加工度の低いデータなわけですが、生素材を使えるのだったらどうぞという形でやっています。そのように、付加価値がついていない生素材を使えるならどうぞという形で出していくというのが一つの考え方です。そして、そのようなものがあれば、それを安く仕入れて加工してくれる中間業者が出てきて、公的な外郭団体より何か使いやすいものを安く出すみたいなことが起こってきても良いと思いますけれども、それは期待している割には進んでいないという状況です。

小町谷委員：

ありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは異委員お願いいたします。

異委員：

庄司先生、ありがとうございます。民事判決情報をオープンデータ化するやり方が気になっていまして、例えば、各裁判所が自分の出した判決を、自分のところで可能な限り匿名化・匿名化の措置を取って、それぞれオープンデータとして出していくことが望ましいのか、それとも一旦判決データをどこかに集めて一元的に処理をしてオープンデータ化していくことが望ましいのか。オープンデータの作り方の具体的な流れのイメージがあれば教えていただけますでしょうか。

庄司教授：

ありがとうございます。先ほどお話しした際に表示するのを忘れていました、最後のスライドを出させていただきます。公文書で考えると分かりやすいと思うのですが、作成して管

理して活用したりして、守るべきものは守って公開していくという一連の情報のサイクルをフルデジタルにしていれば作成も楽ですし、活用も進むし、守るべきものはしっかり守れるし、手間をかけずに公開できるようになります。今、私がお手伝いさせていただいている自治体システムの標準化という取組も、なるべくデジタルにして負荷なく効率的にデータを流していこうという考え方に立っていると思います。ですので、理想的には作る場所から公開までデジタルで回ってしまうのが望ましいとは思いますが、ただ、過渡的な状況では各現場にデータを準備しろとか加工しろとか言うことにはなりますが、これが大変でして、オープンデータ政策が自治体などに非常に不評なのはそこなのですね。なので、やはりどこかに素材をボンッと投げてもらって加工するということができるのであれば、その方が進みが良いのだろうなと思います。

異委員：

ありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは中原委員お願いいたします。

中原委員：

時間が限られている中で申し訳ありません。オープンデータ化ということで、利活用の推進という角度から話をされていましたが、気になるのは、利活用に当たって海外でどのような規制がされているか、利活用をする機関にどのようなコントロールを及ぼしていて、それがどのようなものであるのが望ましいのかということに関して、何かお考えのことがあればお聞かせください。

庄司教授：

利活用をする機関等に制約をかけることが本当に望ましいのだろうかと思います。私はオープンデータ原理主義派なので、極端な意見になりますけれども、行政文書や判決情報は、そもそも誰のものでしょうかということだと思います。裁判官のものでしょうか、関係者間だけのものですか、あるいは自治体ですと、自治体の部長や課長の一存で良いとか悪いとかコントロールできるものなのか、ということです。違いますよね、みんなのものでしょというものがそもそもの考え方になります。そういう考え方に立つと、これはして良いとかあれはして良いとか、更に制約を加えることになるのが望ましいのだろうかと思います。個人を特定して、何か不利益を与えるとか既存の法律を犯さない限りでは、あまり制約をする必要がないのではないかとというのが原則的な考え方になります。その上で、先ほど申し上げたような忘れられる権利の話ですとか、特に企業が絡んでくると競争上の問題などが出てくると思うので、そういうコントロールはした方が良いでしょうと思います。

中原委員：

ありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございました。御発言が尽きないところではございますが、お時間がまいり

ましたので、次のヒアリングに進みたいと思います。

庄司先生におかれましては、誠にお忙しいところ御協力をいただきましてありがとうございました。

それでは、続いて石田教授から御説明をお願いしたいと思いますが、事務局から御紹介をお願いします。

事務局：

次にお話いただきますのは、早稲田大学大学院法務研究科、石田京子教授です。石田教授の御専門は、法社会学、法曹倫理であり、法科大学院においては、法曹倫理、ジェンダー法等を担当されているほか、法科大学院協会の事務局長として、法曹養成にも精力的に取り組んでおられます。本日は、法社会学・ジェンダーの視点から、また、法曹養成の視点から見た民事判決情報の利活用の可能性について、お話をいただきたいと思います。

山本座長：

ありがとうございました。それでは石田教授よろしく願いいたします。

石田教授

ただいま御紹介にあずかりました早稲田大学の石田でございます。

法律専門職の行為規範ですとか、司法周りの実証研究、女性の司法アクセスなどを研究しております。本日はお招きいただきましてありがとうございます。民事判決情報がオープンになった場合に、学術の場・教育の場で、どのような利用可能性があるかについて、私の限られた教育研究経験の中でございますが、考えたことをお話しさせていただきます。

まず最初に、民事判決情報の現状における問題点をお話しした上で、三つの視点から利用可能性についてお話しさせていただきます。これは皆様既に御案内のことと思いますが、一応確認をさせていただきます。私は法社会学者ですので、現場で何が起きているかを知るために、自分で調査するほかには、判決情報ですとか、司法統計資料を参照したりします。この中で、オンラインで入手できる情報というのが非常に限られています。判決自体の情報が限られているというのはもちろんですが、それ以外も、先ほど庄司先生のお話にもありましたような統計についても、現状においては、残念ながら司法統計から全体の傾向を捉えるのが困難になってきております。

例えばですけれども、令和2年度の司法統計というものが、最高裁判所のHP上で公開されています。この第18表というのが、第一審通常訴訟の新受事件数ということで、事件の種類別、全地方裁判所、つまり日本中の地方裁判所にどのような事件類型が第一審として持ち込まれたかというもののデータになっています。これを経年的に追うと、日本の裁判所においてどのような事件類型が持ち込まれているのか、減っているのか、そういったことを考える上で非常に重要な資料となります。しかし、全体の総数13万3,427件のうち、金銭を目的とする訴えというものが全体の67.1%となっていますが、このうちの93%、あるいは全体の62.6%が「その他」という形で分類されています。これは私も折

に触れて、様々な研究プロジェクトの中で、時には司法統計の担当の方とお話しさせていただくこともあるのですが、従来型の司法統計の類型で継続性を保とうとすると、それに当てはまらないようなものがこれだけあるということで、これまでの型でやっていくと、どうしても金銭の目的のうちの 93.2%は「その他」に分類されてしまうのだと説明をいただいております。これはこれで致し方ないことではあるのですが、他方で司法政策の検討ですとか検証をしようとした場合に、必ずしも十分に実態が分からない。これが現状になるかと思えます。

では、民事判決情報オープンデータというものが完全にオープンデータというふうになった場合に、どのような可能性があるかということを検討する前提について、まずお話しさせていただきます。私自身は 2002 年から 2006 年まで、アメリカのシアトルにあるワシントン大学に留学していました。その後も日米の比較法を研究分野としておりまして、アメリカのいわゆる Westlaw さんですとか LexisNexis さんの検索サービスを使わせていただいております。近年これら自体が AI を使って飛躍的に発展しているところではあるのですが、現状では AI 技術を用いて、例えば、何か用語を入れるとそれと類似の事件が一瞬で出てくる、そこから地域ですとか、それこそ先ほどお話がありました代理人の有無をすぐに検索することができる。それだけではなくて、特定の事件を選んだ場合に、法令情報や関連文献への紐付けがほぼ瞬時にできるようになっています。これによって、法令の検索や事件情報の検索の効率は飛躍的に向上していますし、これが日本で可能になるのであれば、間違いなく日本の研究環境も飛躍的に向上すると思っています。実際に訴訟戦略でどこまで有効かということは弁護士の先生方にお考えいただくことかもしれませんが、研究目的で考えるのであれば、類似の事件類型情報というものを抽出した上でテキスト分析というものにかけたり、それぞれの事件の代理人の有無や結果を、そこから量的に処理をしたり、あるいは先ほど申し上げたような金銭目的の訴えの「その他」の 90%には一体何が入っているのか、そういったことを検討した上で、実際にはこういう分類が可能なのではないかということを経験者の立場から世の中に提示していくことも可能になるのだろうと思っています。

このような前提で、更に研究者として、あるいは教員として、どのような利用可能性があるかということについてお話をさせていただきます。

まずは、司法アクセスの研究の視点からお話をさせていただきます。少し古くなってしまいましたが、2013 年に最高裁判所による司法研究という研究プロジェクトで「本人訴訟に関する実証的研究」というものがありました。この研究には私も参加させていただきましたし、本日司会をされている山本和彦先生にも大変お世話になりました。実際に裁判官に対して、「あなたは、代理人がいない裁判において、こういうことを感じますか」という裁判官の感触を尋ねるアンケートを実施しました。そこで、裁判官の目から見てということになるわけですが、やはり一方当事者に代理人がいて、他方当事者が本人訴訟である場合、裁判官はいろいろなジレンマを感じるということが明らかになっています。申し

上げるまでもなく、裁判官は中立公平でなくてはならないわけですが、裁判官から見て、この当事者は代理人がいたら結果が異なっていたのではないかと思うものがやはり一定程度あるということが明らかになっています。そうすると、オープンデータ化されれば、今、統計としては裁判において代理人がいる事件といない事件がこれだけあるということが分かっているわけですが、より細かく、個々の判決文まで見られるような形で、原告当事者に代理人がいる場合・いない場合で同じような事件の請求の認容率に差があるかどうかとか、両当事者に代理人がいる場合・いない場合の判決文を比較したときに、もしかしたら裁判官の悩ましいところなどが出ているのではないかと、更にここから、司法政策としては特に代理人がいた方が望ましい事件類型というものはないだろうか、これは司法経済という意味でも、こういう事件は代理人をつけた方がみんなにとってハッピーになるのではないかと、そういったことをオープンデータから研究ができないだろうかと思っています。

次に、ジェンダーの視点からのお話をさせていただきます。私は女性の司法アクセスという問題にも関心を持って研究をしております。別の研究プロジェクトで、民事訴訟学者と法社会学者で研究グループを作り、民事訴訟利用者調査という研究をしております。これは実際に民事裁判をした人に対して詳しい調査票を配って、どのように裁判過程を感じたか、あるいはどういった事件だったかということについて細かいデータを取っているというものです。今公表されている一番新しい2016年調査の結果で、非常に興味深い結果が出ました。私はこれをジェンダー分析と言っていますが、男女の当事者で何か違うところがあるのかということを見てみたわけですが、まず自分の事件に関する評価については、自分の事件結果に対して満足しているか・していないか、代理人に対して、裁判官に対してはどうか、といった評価について、ジェンダー差はありませんでした。それにも関わらず、司法制度全体に対する評価については、女性の方が評価が有意に低いという結果が出ています。さらに、あなたが同じ問題に直面したときに、もう一度裁判を使いたいと思いますか、という再利用意欲についても、女性は男性と比較して有意に低かったという結果が出ています。これがなぜなのかは今も研究しております。先行研究から、女性当事者が多い事件類型として家庭問題や職場問題があるというのは明らかになっていますが、これらの事件をオープンデータの中から抽出して、原告が女性とみられる事件、女性・男性というのがちゃんと出るのかは今後の課題かもしれませんが、女性と見られるものについて更に詳細な分析を行うことによって、女性当事者が裁判を利用する上で直面する困難な事情などを明らかにしていき、女性の司法アクセスを促進していくような司法政策につなげることができるのではないかと考えています。

少し視点を変えまして、私は法科大学院におりますので法曹養成の視点ということからオープンデータ利用についてお話しさせていただきます。現状において、法科大学院で触れることができる裁判例というのは、いわゆるデータセットがありますけれども、やはり全体から見るとごく限定的です。私はリーガルリサーチの授業も持っておりますが、結

局特定の裁判例について下級審まで見てくるとか、あるいは類似の事件はありますかというときに、結局裁判例として載っているものからしか出てこない、つまり全部を見るわけではないわけです。いわゆる事件の海を泳いで、そこから自分が将来実際に実務で抱える問題と同じようなものがどの程度あるのかは分からない。オープンデータになると、より広いソースを対象として、架空の事例を与えて、じゃああなたは似たような事例でどういう判断をしますか、というようなことができるようになるのではないかと思います。

今後、民事判決情報のデータベースが公表されると、そういう意味ではいわゆるリーガルクリニックですとか臨床法学教育というものですけれども、ここで様々な使い方ができるのではないかと思います。そして、そういった教育を通じて、事実が裁判事件になる過程ですとか、そこにおいて法律家がどういう役割を果たせるかについて、より実践的な教育が可能になると考えます。

ここまで三つの視点からお話しさせていただきました。冒頭でも申し上げましたけれども、私の非常に限られた教育経験と研究経験に基づいて申し上げておまして、おそらく法社会学者でも5人集めたら5人が全く違う使い方について提言するのではないかと思います。そういう意味でも民事判決情報のデータベースが利用可能になれば、司法政策に資する研究というのは、より一層充実した成果が上げられるのではないかと思います。さらには、法曹養成課程でもより効果的な臨床法学教育をすることができるのではないかと思います。私からの御報告は以上になります。ありがとうございました。

山本座長：

石田教授、ありがとうございました。

それでは質疑応答に移りたいと思いますが、事前に提供いただいた資料の内容を踏まえ、本日御欠席の鹿島委員、小塚委員から、事前に質問を受けていると伺っています。そこで、事務局から代読いただいて、石田先生にお答えいただきたいと思います。

それでは、まず鹿島委員の御質問からお願いします。

事務局：

鹿島委員からの質問について代読させていただきます。

司法書士は、簡易裁判所において、訴訟代理人として関与することも多く、その他の裁判所では、書類作成者として、本人訴訟をされる方に関与しております。

民事判決情報オープンデータの利用可能性として、代理人の有無などを量的に処理することにより、利活用を図るという御提案につき、大変興味深く拝見いたしました。

石田先生も、スライドの5ページ目で、「特に代理人がいた方が望ましい事件類型などが明らかにならないだろうか」と問題提起をされておりますが、代理人選任事件と本人訴訟で対応すべき事件との差が明確となり、利用者にとっても手続選択の指針となるのではないかとも思えるのですが、これは勝訴率のような量的な分析で十分なのか、それともより質的な検討も必要となるのか、データ抽出の指標など現時点でお考えがあれば、御教

授いただければ幸いです。

また、同じくスライド5 ページ目 (1) の部分についてですが、日本司法書士会連合会の小澤会長から、石田先生が、シアトルとサンフランシスコにも、裁判 IT 化後の当事者支援がどのように行われているか視察に行かれたと伺いました。アメリカでは AI やデジタル技術を活用し、当事者支援の効果測定を行うような試みはあるのか、もし御存じでしたら御教示いただければと存じます。

石田教授：

ありがとうございました。まず一つ目の質問についてです。本人訴訟の支援ですとか、あるいは代理人がいた方が良いのではないだろうかという検討については、量的な分析だけでは不十分だと思います。全体の判決テキストから、質的な分析をすることも必要になってくると考えます。判決文の内容を見て、その上で、単純な勝った負けただけではなく、この裁判事例でどのような理由で勝ったのか負けたのかを見て、更に同じような事例なのに代理人がいると攻撃防御方法が異なっているのは何でだろうか、代理人の有無による違いはないだろうか、そういった視点からの分析が必要と考えます。その上で、特定の種類の事件について、やはりこういった事例というのは専門家がいないと有効な主張が難しかったのではないかと、という結論が出せるのではと思います。やはり、判決文のテキストに対する質的な検討と、量的な結果の分析という両方の検討が必要だろうと思っています。

二つ目の質問に対するアメリカの効果測定に関しては、私は直接聞いたことはございません。ただし、各州において本人訴訟に関するレポートはたくさん出ておまして、分析に基づいて、特定の支援アプローチが必要なのではないかと提言しているものもございます。先ほど申し上げたようなデータベースを用いて分析をしているのだろうと思います。裁判所の支援の場を見ても、私も一緒に裁判所をいくつか回らせていただきましたけれども、自分で書式を作成するための支援ですとか、そういった部分ではかなり AI が使われていますし、簡単な貸借借紛争についてオンラインで AI が支援して紛争解決を促していく、そのような技術も展開されていると現場でお話を伺いました。

山本座長：

ありがとうございました。続いて、小塚委員の質問についてお願いします。

事務局：

小塚委員の質問について代読させていただきます。

民事判決情報を広い意味の司法政策において活用する可能性が大きいという御指摘には同感ですが、狭義の法解釈論において、あるいは裁判実務においても、変化が予測されるでしょうか。例えば先例の探し方や参照の仕方が、判決オープンデータの AI を利用した検索によって変わってくるとお考えでしょうか。

石田教授：

ありがとうございます。まず冒頭で申し上げなければならなかったのですが、私は実務

には暗いものですから、想像の域を出ないことを何卒お許しください。裁判実務については、まず間違いなく変わってくるのだらうと思います。触れられる情報の量というのが絶対的に変わってくるものだと思いますから、これはオープンデータによる支援ソフト、支援ツールがどれほど整備されるかにもよりますけれども、効率性はかなり上がるのだらうと思います。今まで聞いたことのない事件があったときに、とりあえず検索してみるのですけれども、そこでヒットができるかというソースプールが全然違ってくることになり、ヒットするまでの時間も変わってくると思います。これは決して専門職としての仕事の形態ということだけではなく、現実これまでこの量でしか検討できなかったところの総量が圧倒的に変わってくるということもあります。そうすると、代理人の主張立証の戦略には大いに役立つものと思います。実務が変わると恐らくですが解釈論にも影響が出てくるのではないかと思います。全ての分野ではないかもしれませんが、これまでだと確立した解釈論に該当するように理論構成をして証拠としてもこういうものが必要だと、逆に言うとそれを集めるのが無理だとなった場合に、もしかしたら裁判所での救済というのを諦めてしまった事件類型があるかもしれない。けれども、もっとより広い中のリソースで見たときに、そうではないものがあるとか、あるいはこっそり公開されていた形の、勝っている事例を見つけて、それがメインストリームになってくるとか、そういったものがあるのではないかと思いますので、そういう意味では実務に対する影響もあると考えております。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、ほかに御質問・御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

石田先生、興味深い話をありがとうございました。

先生の御専門の辺りの家族の話ですと、民事判決だけではなくて、家事判決や審判も併せて検討する必要があるかと思いますが、日本では今後どうしていくべきかというのが一つと、アメリカだと家事や審判に相当するようなものが公開されているのでしょうか。その場合、プライバシーどころの騒ぎではないと考えますが、その辺りはどうなのでしょう。

石田教授：

ありがとうございます。先ほど紹介したジェンダー分析の民事訴訟利用者調査の分析というのは、地裁に出た事件だけで家裁の話ではありませんので、その意味では地裁に持ち込まれた事件の分析だけでも、今以上に有益な検討ができるであらうと思っております。ただ、おっしゃるとおり、家裁についての検討というのもできれば、現状明らかになっていない深刻な状況がより明らかになってくるのではないかと思います。アメリカについては、私も、おっしゃるとおりですとしか申し上げられないのですけれども、父を定める事例なども含めて全てオープンになっております。これまで私が見ている限り、裁判

ですとか司法の資源に対する国民の考え方が随分違うのではないかと思っているところ
です。これは日本ではそうではないと思いますので、実際にポリシーを決める際には慎重
な検討が必要になるところだと思います。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員お願いいたします。

町村委員：

石田先生、どうもありがとうございます。

遅れてきまして途中からお聞きしたのですけれども、ちょうどジェンダー分析の辺り
からお聞きしました。先生のお立場からすると、将来期待が持てるような感じがするの
ですが、法社会学者の研究も様々ですけれども、大量事件を対象としてある程度統計的なア
プローチを行うことが想定されますと、生の判決データがデジタルでどんどん提供され
たとしてもそれだけでは役に立たないのではないかと思います。先ほどのジェンダー分
析の当事者の性別がポイントになるというお話でしたが、そうすると、性別タグが付いて
いないと、例えば石田京子であれば女性であろうと分かりますけれども、石田京だとう
か、そういった疑問も浮かびます。アメリカなどでAI分析が非常に高度化されていると
伺いましたけれども、その場合、生の判決データがそのまま対象として分析されてそうい
う高度な利用に結びついているのか、それとも何らかのタグ付けのようなものが加工さ
れてXML化されて、それで利用可能になっているのではないかと、素人ながら想像するの
ですが、その辺りはいかがなものでしょうか。

石田教授：

ありがとうございます。御指摘のとおり、性別がタグ付けされているかは分かりませ
んけれども、事件類型についての詳細な分析が可能なのは判例法主義であることが非常
に大きいと思います。例えば、ウエストローキーワードなどと呼ばれますが、そのよう
なタグがあり、特定の事件について、例えば不法行為ですとか不法侵入ですとか、こ
れを必ず拾うということは、AIが来る前からアメリカはやっていたことですので、そ
れがAIによって更に使い勝手が良くなったということだと思います。その意味では、
単純な生データではない、つまりAIが分析する際には、いくつかのキーワードを拾っ
ているというのはそのとおりなのかなという気がします。ただ、そういう意味では、
私がもう一つ考える課題という意味では、恐らくオープンデータも単なる判決文で
はなく、例えば少なくとも個人・法人ですとか、あるいは、本当に不十分なです
けれども、今司法統計で分類されているようなタグというのと紐付けがされると、
先ほど申し上げた「その他」の金銭というのに何が入っているかというときに、
まずそこをごっそり持ってくるという作業ができる。単純な生データではなくて、
もう一加工、あるいはそれ以上が必要だということはおっしゃるとおりだと思
います。

町村委員：

ありがとうございます。オープンデータという考え方自体も利用可能性を追求するも

のですから、そうすると、私は聞けなかったけれどもこの前にオープンデータ化の政策について発表があったかもしれませんが、いろいろな政策的に公表されているオープンデータなどは機械によって二次利用可能な形に加工されているので、そういうことを考えなきゃいけないのかなと思います、そのコストは誰が払うのかですね。入り口のところでそういった問題を持ち出すと難しい問題になってしまうのではないかと思いますので御質問させていただきました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは山田委員お願いいたします。

山田委員：

石田先生、どうもありがとうございました。今の町村先生のお話と関連するのですが、今回ジェンダーによる分析というお話がありましたが、ほかにタグ付けをすることで、将来社会学的な研究が見込まれそうな属性に御示唆がありましたら伺えればと思います。例えば、アメリカでしたら人種ですとか、企業なら規模などがありうるのかなと思います、何か日本でタグ付けするときに参考とすべき属性がございましたら教えていただければと思います。

石田教授：

ありがとうございます。今御指摘のところもそのとおりでございまして、企業の規模について、民事訴訟利用者調査ですと、本当に小さな企業というのは実は本人訴訟と全く同じような動きをしていることが出ています。当然、社内弁護士がいないですとか、そういうところからくる困難があるのではないかというお話を聞きますので、規模や業種というタグができるのであれば重要だと思います。それから、これは難しいのでしょうかけれども、年齢層が分かると本当は良いと思います。でも、これは多分難しいのかなと思っております。ですから、法人・個人、個人の属性も人種まで分かれば良いのでしょうかそこが難しいとなりますと、せめて年齢層ですとか、当事者の属性としてより細かくできるならできるに越したことはないのですけれども、ここは現状難しいということかと思えます。法人に関しては恐らくやっつけてしまえばできるのではないかという気もするので、そうであれば企業規模や業種ですとか、その辺りというのがやはりちゃんとあった方が良いでしょうと思います。

山田委員：

ありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは宍戸委員お願いいたします。

宍戸委員

時間のないところ恐縮です。東京大学の宍戸です。石田先生、大変勉強になるお話ありがとうございました。私からお伺いしたいのは、スライドの法曹養成の視点からということに関連してでございますけれども、例えば現在ロースクールで臨床法学教育を行う

場合に、裁判の資料を扱って法科大学院の学生に読ませて議論させるという時に、かなり厳重な管理をしてきていると思います。今後、法曹養成においてオープンデータを活用していくことに伴って、ある種の学生もそうですし、我々研究者、法律家一般を含めて、データ倫理について議論をきっちりやっていかなければならない。裁判や司法制度に関連してのデータ倫理について、海外の状況や日本で求められる提案などがございましたら御教示ください。

石田教授：

ありがとうございます。まず、私は海外のデータベースはアメリカやイギリスやカナダくらいしか使ったことがないのですけれども、これに関しては、使い方というガイダンスは入った時点で徹底的にたたき込まれるというのがありますけれども、それに関する倫理という話はあまり聞いたことがなくて、むしろ先ほどお答えしたものと関連するでしょうけれども、裁判のデータというものは皆のもので、そこにある情報の取扱いについて特に配慮するという感覚があまりないのかなという気がしています。

日本の場合にはどうすればよいか、ちょっと考えたことがない視点ではあったのですが、オープンデータなので、プライバシーに配慮せよというふうに言うのか、ちょっとそこは難しいところだなと思います。ただ、一般的なデータの管理、あるいは裁判情報と関連する倫理という意味では、訴訟当事者は苦しんで裁判所に来ているのであり、それを悪用するのはもってのほかである、裁判の資料を扱う場合についても、掲載されている情報について取扱いに注意せよということは、法情報調査のガイダンスに組み込むべきかもしれせん。

山本座長：

ありがとうございました。なお御質問等あるかもしれませんが、お時間がまいりましたので、次のヒアリングに進みたいと思います。

石田先生におかれましては、お忙しいところ御出席いただき誠にありがとうございました。

それでは、続きまして出版社・判例データ会社の皆様からのヒアリングに移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局：

ここまで、民事判決情報の利活用の可能性について、研究者のお二人からお話を伺いましたが、ここからは、民事判決情報の利活用の現状について、判例雑誌の出版社・判例データベース会社の皆様からお話を伺いたいと思います。

本日は、雑誌「判例タイムズ」を出版されている株式会社判例タイムズ社から、浦野哲哉様、遠藤智良様、判例等の統合型法律情報システム「判例秘書」を展開されている株式会社LICから、代表取締役・讃井泰雄様、判例秘書編集長・大塚昭之様、インターネット版判例データベース「D1-Law.com 判例体系」を展開されている第一法規株式会社から、代表取締役社長・田中英弥様、出版編集局・局次長兼編集第一部長・川原崎晶子様、そ

それぞれお越しいただきました。

本日は、民事判決情報の利活用の現状そしてデータベース化実現後の将来展望について、お話を伺いたいと存じます。資料1の第2に記載のとおり、皆様に御発表いただいた後、まとめて質疑応答に御対応いただければと存じます。

山本座長：

ありがとうございました。

それでは最初に、株式会社判例タイムズ社・浦野哲哉様お願いいたします。

浦野様（株式会社判例タイムズ社）：

おはようございます。判例タイムズ社の浦野と申します。この後に、LICの讃井さんとか、D1-Lawの川原崎さんとか控えてらっしゃいますので、簡単に、弊社の方で、雑談程度になりますが、お話しさせていただきます。

御提示いただいた3点についてお話をさせていただきます。まず、創刊当時の判例雑誌の役割ですが、「判例タイムズ」は1948年（昭和23年）に創刊いたしました。第1しゅうから第5しゅうまで5冊を刊行した後に、1950年（昭和25年）に1巻1号を刊行してから現在まで、70年以上継続しています。1948年というのは、終戦後3年でございますので、その「刊行のことば」には、当時の時代背景を反映した雰囲気を感じられますので、読み上げます。「われわれ国民は裁判がいかになされ、いかに民主日本の建設に寄与するかを深い関心を以て見守る必要がある。というよりもむしろ、われわれ国民は、正しい裁判が行われ、正しく司法が運用されることに積極的に協力していく義務があるのである。」とあります。新憲法下の最高裁発足に伴い、大陸法から英米法へ法体系が変遷する中で、生きた法としての判例がより意義が深くなると、それで、司法の民主化のためには裁判例を広く国民に紹介すべきだという使命感が、終戦後3年ですから混乱した社会状況の中で、一種の高揚感と共に感じられます。

「判例タイムズ」は、終戦後3年に創刊したわけですけれども、それから5年後の1953年（昭和28年）には「判例時報」や「金融法務事情」が創刊され、18年後になりますが、1966年（昭和41年）には「金融・商事判例」が創刊され、裁判例を紹介する商業誌は増えてまいりました。皆さん御存じのとおりです。およそ1980年代までは、国民が裁判例を知るための媒体は、公的な裁判集のほかはこれらの商業雑誌に限られていまして、紹介される裁判例も実務家向けの、裁判実務に参考になるようなごく限られた件数でございました。

また、裁判報道についても、裁判所の司法記者クラブがございまして、そこを通じて重大事件がマスコミに扱われる程度であったと思います。ですから、創刊当時の判例雑誌の役割というのは、実務家向けに判例を紹介するという限られた範囲の役割であったと思います。

判例雑誌の発展と近時の利用者のニーズに応じた役割の変化ということなのですが、80年代の紙媒体の雑誌のときと変わりがまして、1990年代になって、パソコンが一般に普

及し CD-ROM ドライブが搭載された頃には、私どもの、各判例雑誌掲載の裁判例を CD-ROM に収録した製品がデータベース各社から発売されるようになりました。讃井さんの会社であったり川原崎さんの会社であったりもそうなのですが、実は「判例タイムズ」は、かなり早い時期からコンテンツを提供していき、「解説」部分は別として、裁判例は著作権法上、第 13 条第 3 号にありますとおり権利の目的にはなりませんので、「判例タイムズ」掲載の裁判例を広く提供することには積極的でした。それは、裁判例を国民に広く紹介するという先ほどの「判例タイムズ」の創刊目的にもかなっています。

1986 年（昭和 61 年）のパソコン草創期に、「判例タイムズ」掲載の判例要旨を、いわゆるパソコン通信を使用したデータベース会社に提供し始めたのが一番最初ですけれども、その後、我が国最初の CD-ROM に掲載した法情報データベースというものができ、それについても 1993 年（平成 5 年）からコンテンツを提供しています。これら二つのデータベースは、先駆的であったせいか商業的には成功しておりませんで、商業化に成功したのは、讃井さんの「判例秘書」であったり、川原崎さんの「D1-Law.com」であるので、そのことについては、お二人のこの後のスピーチにお譲りしたいと思います。

主に 1990 年代に、裁判官にパソコンが支給されて、裁判所に CD-ROM 製品「判例マスター」なり「判例秘書」なりが採用されたことなども、法曹におけるデジタル製品の利用を加速したように思います。

また、裁判員裁判が 2009 年に始まることによって、裁判についての国民の関心も高まりましたので、マスコミのみならず、インターネットでも裁判報道がされるようになりました。裁判例の紹介が判例雑誌に限られていた頃には、「判例タイムズ」でも、裁判例の掲載件数であったり掲載時期の早さで商業誌、他誌と競ったこともありましたが、データベース会社も独自に裁判例を収集し各社が収録件数を競うようになった頃から、もともと紙媒体ですので誌面に制約のある判例雑誌としては、収録件数ではなくて、掲載裁判例を裁判実務に有用なものに厳選し「解説」の質で優位性を保つ方向に編集の主眼を変えました。例えば「判例タイムズ」は、1963 年（昭和 38 年）から「判例年報」という、これは「判例タイムズ」に限らず各公的裁判集や商業雑誌に掲載されている全裁判例を、参照条文、言渡年月日、事件番号などから検索できる紙媒体の雑誌ですが、それを毎年刊行していました。当時は、インターネットがない時代ですので、インターネット以前の紙媒体による検索エンジンとも言われた雑誌でしたが、半世紀近くを経て、2011 年（平成 23 年）、廃刊にいたしました。それは、インターネットのブラウザーでの検索機能の充実や、法情報データサービスの検索で更に多義的な検索が可能になりつつあったために、やがて判例年報という紙媒体の雑誌は使命を終えるだろうと判断したためです。若干判断が早過ぎたのかもしれませんが、現在から振り返りますと正しい判断であっただろうというふうに思っております。時代の変化に合わせて、デジタル化の中で紙媒体の編集を変えていくことはこれからも必要でしょうし、出版不況の中では存続していくためには欠かせない要素だと思っております。

今、皆さんに御議論いただいている民事判決情報データベース化の後に我々の将来展望はどうかという話なのですが、これまでに、1990年（平成2年）に新様式判決が提言された頃には、判決が非常に短くなって掲載件数が少なくなって、判例雑誌としては将来的にどうなるのかという議論がございました。また、データベース会社からの法情報提供が始まった1990年代にも同じ議論がございました。あるいは、2000年（平成12年）に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、いわゆるIT基本法が成立し、電子政府（e-Gov）が立ち上がって、e-Govの法令検索の提供が始まったときにも、同じように、将来的に判例も提供されるのではないのかという議論がありまして、また、六法を出している会社においても、将来的にはそういう形で出版はできないのではないのかという議論がございました。実際、六法については何社かは大六法を出すのをやめましたけれども、いまだに、アプリの中にe-Govの法令検索を組み込んで提供しておりまして、まだ六法の雑誌は紙媒体としても出されております。「判例タイムズ」としては、変わりゆく環境の中でも、裁判実務誌としての価値を高めていく余地は常にあると思っています。

手書きの判決や和文タイプの裁判例を借り受けていた時代もありましたけれども、その頃には、原稿指定や印刷工程での作字などに大変な労力がかかっていました。1990年代に裁判官の方にパソコンが支給され、ワープロソフトで起案されるようになった頃からは、印刷所への入稿作業は大幅に軽減されました。デジタル化やオープン化は、編集作業の効率化に寄与する側面もあるように思いますし、それに、そもそも裁判例を収集することは、皆さん議論されているところではございますけれども、私どもにとっては、裁判例を収集して仮名処理をして掲載するということが雑誌の編集の本質的部分ではございません。実際には、どの判決を選んで、どういうふうにしていくかということがより重要になってまいりますので、これからは、そちらの方にやはり編集の力点を置いていきたいと思っております。

現在では、データベース会社にも出版社にも、裁判例の入手ルートは広く開放されていまして、各社が同じようなルートから同じ作業を経て入手しているという現状がございました。重複した作業をしながら各社が判決を入手しているということですので、判決のオープンデータ化は、これらの裁判収集作業の効率化、重複した作業を各社がすることもなくなりまして、また、プライバシーの保護や資源保護の観点からも、私どもは望むべきものだと思っています。

現在では、裁判所のウェブページや法情報データベースなどで、膨大な裁判例が紹介されておりますので、「判例タイムズ」のような紙媒体の雑誌に掲載される裁判例はごく一部にしか過ぎません。ですから、裁判例へのアクセスという点では、もう既に判例紹介の商業誌しかなかった頃とは全く状況が異なっています。「判例タイムズ」としては、裁判実務誌として、裁判官の実務論文、掲載裁判例を実務のために有用なものに厳選していくとか、あるいは裁判例の「解説」の質に優位性を維持し、より本質的な誌面価値の向上に努めたいと思っております。一例を挙げますと、判例雑誌の掲載裁判例には「解説」が付されて

いますけれども、同じ「解説」であっても、判例批評に近いものから裁判例を「誤読しない」ための、私どもはあえて「誤読しない」というように言っているのですが、言渡し裁判官にも恐らく異論のない正確な解説まで、随分幅があるように思います。

私どもは創刊時から、実に多くの裁判官の方々に様々な局面で御協力をいただきながら、裁判実務に供するように編集を進めてきた70年以上の歴史がございます。判決のオープンデータ化でより豊富な裁判例にアクセスできる環境が整うわけですから、編集の可能性は更に広がるというふうに私どもは考えております。裁判例の収集作業に費やした労力を、より価値のある誌面作りに傾注したいと、このように私どもは考えています。

簡単ではございますが、以上で、お話を終わらせていただきます。

山本座長：

浦野様、ありがとうございます。御質問等あると思いますけれども、先ほどありましたように、質疑応答は最後にまとめて受けたいと思いますので、しばらくお待ちいただければと思います。それでは続きまして、株式会社 LIC から、代表取締役・讃井泰雄様お願いいたします。

讃井様（株式会社 LIC）：

皆さん、おはようございます。今日はお招きいただきましてありがとうございます。また、庄司先生、石田先生、大変貴重なお話、勉強になりました。ありがとうございます。

簡単にお話ししていきたいと思いますが、私どもの「判例秘書」を御存じない方もいらっしゃると思いますので構成だけお話しさせていただきます。統合型法律情報システムということで、判例に加えて、それに関する付加価値を付けたデータベースです。

私ども35年前から判例データベースの提供を行い、多くの実務家ユーザーに御利用いただいておりますが、10年ほど経ちましたところでユーザーの皆様方から要望として出されたのが、判例だけではなくそれに関連するコメント、論文、評釈など付加価値情報を提供してくれないかということでした。最初に御要望がありましたのが、商業雑誌に載っているコメント、解説を全部収録してくれということで、「判例タイムズ」、その後「金融法務事情」、「労働判例」、「金融・商事判例」と、この4誌の創刊号から最新号までに掲載されたコメントを収録し、相互にリンクを貼りました。その後、論文評釈が読みたいとの御希望が多く寄せられました。当初、判例タイムズ社に一番最初に手を上げていただけましたので、その後、他の出版社を一生懸命説得して電子化を行い、完全電子復刻版という形にしました。現在では11誌1万冊の法律雑誌のコメント・論文評釈と判例がリンクされております。したがって、判例を読んだ後、論文評釈にすぐに飛べ、また論文評釈に引用されている判例が瞬時に参照可能となる製品へと成長してまいりました。法令についても、先ほど石田先生からも御指摘がありましたが、判例と法令をリンクするためには現行法令より事件が起きたときの法令を参照したいということだと思います。例えば、5年前の事件であれば、その時点の現行法令が欲しいという要望があったので、私どもでは、15年分、毎月の法令を全部収録しておりますので、何年何月と入れますと、そのときの

現行法令が表示されるように作られています。簡単に説明しましたが、25年前から「判例秘書」というサービスを開始させていただきました。

(判例の掲載・入手状況について説明)

それから、民間データベース会社に対する利用者のニーズですけれども、私どもの場合、基本的には裁判官、検察官、弁護士と、利用者のほとんどが実務家です。もちろん、大学、法科大学院なども入れていただいていますけれども、やはり実務家をターゲットにしておりますので、実務家が必要とする判例に絞り込んで提供させていただいています。今日は研究者の先生方が多いので、できるだけ多くのデータが欲しいということをおっしゃっていると思われませんが、実務家は、ある程度絞られて、自分が探している判例に素早くアクセスできるようにしてほしいということで、かなり、私どもの編集部で選別の上落とししています。先ほど申し上げましたとおり、東京地裁の判決でも3分の2は落としていますが、これでも多すぎるので、もっと落とさなければいけないと思います。検索したときにあまりにも表示される件数が多過ぎますと、例えば500件ヒットしてその中から自分で見てくださいと言われても、実務家はそんな暇ないよということです。そのため、キーワードを入れることによって適切な判例が出るようにしております。これが実務家のニーズだと思います。

それから、大学の先生方とも最近では共同研究をさせていただいておりますが、そこで出るのはやはりできるだけ多くの判決文が欲しいということです。これは先ほど先生方からもありましたように、統計を取る上では数がないとできないという、今の我々が提供している判決の数ではとても統計が出てこないということなんですね。ですから、ニーズは、研究者と実務家の間で全く違った希望が出てきています。これを今後、実務家の方にはこんな提供をする、あるいは研究者の方にはこういう提供をするという、提供方法を二種類、いや二種類だけではなくて利用者に合わせた提供方法ができるようなデータベースの構築が必要だと思っています。

AIによる判例検索アシストの件ですが、最近ではリーガルテック関連というかAIというのが普通になってきて、どこでも使われる言葉になってきましたが、他の世界と違うのは、やってみて分かったことですが、やはり判決文というのは特殊な文章構成でして、これをAIに読み込ませるといことがいかに大変かということ、今いろいろな大学と共同研究をやっていく上で、これからの課題になっています。これは必ずやらなければいけないことだと思います。オープンデータ化になりましたら、そのオープンデータにされたものをただ提供したところでお客はノイズだらけで混乱に陥るだけですから、やはりAIが検索者の意図を理解して適切に絞ってあげるといアシストがどうしても必要になってくると思います。そのためには、判例の数が多いほど、AIのラーニングができるということです。今回のオープンデータ化というのは、AIの実用化を進めていく上では非常に大切な、有効なことだと思います。

私どもではAIを手掛けておりますけれども、現在出来上がっているのが仮名処理プロ

グラムですけれども、実はまだまだ実用化に至っておりません。ミスが多くて、結局全部、AI が機械処理したものをあと 2 回ぐらい二人でチェックしなければいけないということで、手間とコストがかかっています。ただし、始めから、ゼロから人間がやるよりはスピードが速いとは言えています。これが 3 年から 5 年経ったら、かなり AI の精度が上がってくると思いますので、そうしますと、最後はもちろん人間がチェックしなければいけないですけれども、かなりの部分で機械化できるところまでできております。あと、判例データベースを提供して一番悩んでいたのが、検索者による絞り込むための条件入力になかなかうまくいかないことですね。特に、AND 条件は比較的に入れられますが、OR 条件に入力漏れが多くあります。そうしますと検索にも漏れが出てしまいます。例えば、具体例を挙げますと、アスベスト事件では「アスベスト」というキーワードを皆さん入れますけれども、そうしますと「石綿」というのがヒットしません。でも古い判決は皆「石綿」で表現されているので、それを AI がちゃんと拾ってきてあげるようなものを作りました。今回、法律用語の同義語辞書の開発を行いました。また「JLBERT」という法律に特化した辞書というのをしっかりと作り上げました。これからは、これが基本となっていくのではないかなと思っています。

それから、オープンデータ化実現後の将来ということですが、今、一緒にお話ししてしまいましたが、AI がかなりノイズを取り除いて、検索者の意図を汲み上げて、こんな判例がありますよという提供をしてくれる時代がすぐそこまで来ているということですね。これには絶対この大量の判決文が必要になってきます。ですから、その研究をするためには、今回のオープンデータ化というのがものすごく役に立つと思っています。近い将来、AI による紛争解決の予測モデルとか、あるいは当事者とか司法関係者にとってすごく力強い情報が集積できると思います。特に予測ですね。予防法務とか、この訴訟を将来そのまま進めていったらどうなるのかということが、AI で予測できる時代がそこまで近づいていると思います。このオープンデータ化には非常に期待しています。

以上が、私どもの現在までの経緯、判例の入手状況です。それで、判決のセレクトについては、裁判所の OB の方にお手伝いいただいています。元書記官の方とか、元裁判官の方が、私どもの編集部にたくさんいらっしゃいます。その方々が判例のセレクトをしております。それで、セレクトの基準がどうなのかというと非常に難しいのですけれども、編集者の考え方によって、これは重要か否かというのはどのぐらい客観性があるかというのはちょっと難しい問題ですが、ただ、できるだけ編集部内で評議・合議して掲載するようにはしております。個人で選ぶとかなり主観が入ってしまいますので、合議で、これは入れるべきか入れざるべきかというのを、常にかんかんがくがくやりながら掲載をさせていただいております。

以上です。

山本座長：

讚井様、ありがとうございました。それでは、最後になりましたが、第一法規株式会社

から川原崎晶子様よろしくお願いたします。

川原崎様（第一法規株式会社）：

第一法規の川原崎です。本日はどうぞよろしくお願申し上げます。当社は、法情報の総合データベース「D1-Law. com」として、情報提供をさせていただいております。現行法規に限らず、先ほど讃井様からもお話があったような、法律の履歴ですとか、判決文のデータ、文献情報等々を総合情報データベースとして提供しております。本日の発表内容に関係します判例情報の提供状況については、事業内容としまして資料 5 として配付させていただいております。既にお持ちかと思しますので、改めての紹介は割愛させていただき、早速本題に移りたいと思っております。

では早速、一つ目の、民事判決情報登載に至る業務フローとデータベース化の必要性というお話なのですが、まず、業務フローについてです。現在、民事判決については約 24 万件の本文が登載されております。それで毎年、差はあるのですが、年間約 1 万件から 2 万件的ペースで追加の登載をしております。入手元は、裁判所のウェブサイト、判例雑誌、全国の裁判所様からの御提供のほか、直接、全国の弁護士の先生方から提供を受けることもございます。そのうち、大体平均的という数字なので一概には申し上げられないのですが、紙媒体からデータ化をしていく必要のある判例については大体 9,500 件ぐらいで、そのうち仮名処理をする必要のある判決文というのは大体約 5,000 件ぐらいかなと思っております。

データベースに登載するまでの業務の流れなのですが、簡単に申し上げますと、まず紙媒体を入手して、裁判年月日ですとか、事件番号とか裁判所の情報、裁判官名等々の、いわゆる判例上のインデックス情報を入力しまして、続きまして本文のデータ化に移ります。その後、仮名処理を施し、最後、仮名処理の確認をしまして、データベースへの登載というのが最も一般的な業務フローになります。

今お話ししましたフローの中で、最も神経を使うのがやはり仮名処理の部分です。当社では、公判判例集の仮名処理を尊重しながらも、プライバシーに最大限配慮いたしまして、当社の基準で仮名処理を行っております。全ての固有名詞はもちろんなのですが、原告・被告名、当事者以外の登場人物、施設名ですとか、通称、あだ名、生年月日に至るまで、ほぼ仮名をしています。例外といたしまして、例えば裁判官の名前ですとか、弁護士の名前、企業名は仮名を行っておりません。それで、当社の基準にのっとって実名称が登載されている場合、例えば企業様からの要望が非常に強い場合があるのですが、仮名化の要望を受ける場合がやはりあります。プライバシーへの配慮と仮名化の必要性というところを十分に検討すべきとは考えながらも、やはりお客様からの要望ということになりますので、そういう場合は即座にデータベースへの掲載を取り下げて、ほぼお客様の要望どおりに仮名化をし改めて登載するというような対応を取っているのが実情でございます。

続きまして、データベース化の必要性についてお話をさせていただきます。オープンデ

ータ化が実現すれば、本文データ化までのフローだけではなくて、以上申し上げたような仮名処理後の要望対応も含めて、かなりの部分が業務フローとしては無くなっていくものと想定しております。オープンデータを弊社として有償で利用することになったとしても、年間約1万件から登載件数が約20万件へと飛躍的に伸びることとなるため、データベースの価値は上がります。一方で、かなりの部分が業務フローとしては無くなりますので弊社としてはコストが下がるということになると考えています。また、このようなデータ化、仮名化については各社様それぞれが似たようなフローで同じことを行っているものと想定されますので、判決文の公共財として価値からすれば、オープンデータ化の実現によってそのようなフローにかかっているコストがまさに「社会的なコスト」として位置付けられますし、当社だけでなく社会全体の効率化が期待できるものと当社では考えています。

続きまして、利用者のニーズを踏まえた在るべきデータベースの形についてお話をさせていただきます。まず、利用者のニーズなのですけれども、2005年に弊社ではインターネット版の判例データベースをリリースして、それ以来、判決・判例について様々な利用者からのニーズ・声を聴くことになりました。当社が主なターゲットとしております弁護士の先生方からの現状の声なのですけれども、まず、現状で判決文の登載件数について「足りない」といったような不満とかクレームが実際に当社に寄せられているかという点、それはほぼないと言ってよいと思います。しかしながら、弁護士の先生方からは、上級審・下級審の判決文がやはり見たいとか、ピンポイントでこの判決を確認したいというような声は根強く、かつ継続的に頂くことがあります。お客様であるか否かにかかわらず、そういったお声を頂いたときは当社ではその都度、裁判所に申請するなどしながら個別に取得しデータベースへ登載しているというのが実情で、そういった件数は年間約100件ぐらいあります。「足りない」という声は、今申し上げたように実際には当社には届いていないのですけれども、そういった根強く存在するお客様からの要求ですとか、弊社は全国に営業部隊がありますので営業社員から聴く声からすると、ニーズとまでは言えないかもしれないのですけれども、世の中には出てはいないけれども裁判所の中に参考になる判決文があるのではないかと、もしあるのであれば、それは確認できるならばしておきたいというような漠然とした要望を、弁護士の先生方はやはりお持ちなのではないかと感じることは実際多いです。つきましては、全件が今回のようにオープン化されることでこのようなニーズにも応えていくことができるのではないかというふうに思っております。

続きまして、在るべきデータベースの形についてです。オープンデータ化が実現すれば、先ほど来申し上げているように、当社の場合、登載件数が年間で20倍に増えることになります。その結果、検索の結果がかなり増えることになります。そこで容易に想定されるニーズとしては、やはり絞り込み機能の充実というところだと思います。その解決策の一つとして、判決文にメタデータを多く付与していくということで、ある程度の期待には応

えられると思います。現状、当社が判決文に付与しているメタデータは、代表的なものとしては、これは各社様つけておられると思うのですけれども、裁判年月日ですとか裁判所名、事件番号、審級関係の情報などがあります。ですが、20万件に対してこのようなメタデータを全て手作業で付加していくということになりますと、判決文のデータ化・仮名化以外の、先ほど申し上げた社会的コストの増につながっていくのではないかと思います。メタデータについては、各社様いろいろ事情があると思いますし、いろいろな要望があると思うのですけれども、データベース会社の事情が先行してしまうのは、公共財としての位置付けからでも妥当ではない気がしております。ついては、現実的な範囲として、司法統計上必要な情報として今でも付与されているデータですとか、先ほど石田先生のお話にもありましたけれども、今後必要であると思われるような司法データですとか、判決文を作成する際に裁判所様の方で業務上必要との理由で入力されているようなデータがあれば、それらをメタデータとしていくことが原則論としては最も望ましいのではないかとこのように思っております。とはいえ、以上申し上げたうち、例えば裁判年月日、事件番号、裁判所情報、それらは判決文の特定のためにはやはり避けられないですし、原審情報ですとか上訴等の情報つまり確定しているかどうかについては、審級情報の紐付けのためにもやはり必要最小限度の情報なのではないかというふうに思っております。

最後になりますが、データベース化実現後の将来展望についてお話をさせていただきます。前置きとして、近年のニーズの変化のお話が若干ございます。当社は、判例集としては「判例体系」を約70年にわたって継続しておりますけれども、CD-ROMの時代を経て、2005年にインターネット版をリリースしました。CD-ROMの時代からインターネット版リリースの初期の時代、そういった時代には、いわゆる公刊判例集に掲載している判例を中心にいわゆる「判例」のデータベースとしてお客様に提供してきました。しかしながら、徐々に市場のニーズが変化をしているのを感じておりまして、必ずしも先例性のあるわけではない判決も含めた「判例だけではない、判決」のデータベースが求められるようになってきたのではないかとこのように感じております。それとやはり、近年の顕著な動きといたしましては、AIを活用した新しい機能ですとか判決文の分析の話は先ほど先生方からもお話ありましたけれども、そういった新しいコンテンツの創出をAIによって模索するような、システムの関連企業や研究者の先生方からも当社の掲載済みのデータを活用させてくれないかというような要望を頂くことが非常に増えております。確かに、今後20万件が1年間でオープンデータ化されたときに、膨大な数の判決文に一つ一つ出版社として新たな解説を付していくことは不可能だとしましても、オープンデータをビッグデータとして活用していくことで既存の件数ではできなかったような、判決の「傾向」ですとか「潮流」などの分析を試みるですとか、類似性の高い判決文の自動検索なども可能になってくるように考えておりまして、判決文の理解ですとか調査を助けるような新たな機能の開発に高い可能性を感じております。類似検索について、もう少しだけお話をさせていただくと、類似検索はほかにも多くの可能性を秘めておりまして、例えば、弁護士

の先生方が準備書面を起案する際に、同様の論点について類似判例からサジェストをするということであったり、判決を実際に起案されるときにも論点・争点を同じくするような類似判例の判断内容を表示させるですとか、法律家の先生方の業務支援なども可能になってくるのではないかというふうに思っております。それとですね、類似検索の機能に関連しますが、過去に起案した文書との整合性の確認ができる仕組みは既にご覧いただけます。例えば、国会の答弁でも、司法の判断がどうだったかですとか、判例が参考にされることは実際にあると思うのです。そういったときに、過去の答弁との整合性の確認など、同様の質問に対する再答弁のアシストなどもできていくのではないかというふうに考えております。

人の英知でしか紡ぐことのできないコンテンツを、出版社としては継続して蓄積・維持しつつも、オープンデータ化に際しまして、そういった新たな可能性を模索することで質・量ともに豊かなデータベースを作っていくことができるのではないかというふうに考えております。

私からのお話は以上でございます。ありがとうございました。

山本座長：

川原崎様、ありがとうございました。それでは、質疑応答、残り 30 分弱ですけれども、質疑応答の時間に移りたいと思いますが、まず、最初に本日御欠席の小塚委員から、事前の御質問を受けているということですので、事務局の方から代読をお願いいたします。

事務局：

小塚委員からは、LIC 様と第一法規様それぞれに対して同じ質問がされておりますので、そちらを代読させていただきます。

現在でも、判例誌に掲載された判例以外の裁判例については、それぞれの御判断で選択・収録しておられると理解しましたが、利用者に対する利便性等から、このような観点に立って判例を収集したい、判決データの全貌が明らかになるとこうした手法による収集が可能になる、といった期待はありますでしょうか、という御質問でございます。以上です。

山本座長：

それでは讃井様の方からまずお願いいたします。

讃井様（株式会社 LIC）：

お答えします。現状では、先ほどお話したとおり、裁判実務に長けた編集者によってセレクトする、あるいは引用判例とかマスコミで話題になった判例とか、そういうところから収集していくわけですけれども、これからオープンデータ化になり 20 万件が入手できるようになったときは、先ほど先生方からもお話がありましたとおり、分野別、全体だけではなくてそれぞれ分野に絞り込むことができるように、AI にセレクトさせるプログラムを今作っています。ですから、最初から、検索者はある程度分野を絞って、その中から適切な判例が探せるようにして、できるだけ関係ない判例、ノイズを取り除いてあげない

となかなか手間がかかってしまうという、その辺を今考えています。以上です。

山本座長：

それでは川原崎様お願いいたします。

川原崎様（第一法規株式会社）：

御質問ありがとうございました。このような観点に立って判例を収集したいということなのですが、まず、全ての判決が入手できるようになると、判例、判決を収集するという行為そのものはなくなるという認識でおりますが、もちろん全ての判決の中から判例と言われるもの、思われるものを選定するという作業は発生する、残ると思っております。ただ、収集にせよ選定にせよ、どのような観点に立って今後行っていくかという点については、今まで弊社で約70年続けて取り組んでおります「判例体系」において取り組んできた方針に変わりはありません。法律の条文、争点、論点などを体系化しまして、それぞれ、分野の第一人者の先生によって先例として一般性のあるもの、「判例」に要旨をつけまして紹介していくというような姿勢に変わりはありません。

こういった判例としてのデータベースの役割が、困っている、法情報を欲しておられる方にとって、良い方向を指し示すようになっていって欲しいというふうに願っております。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、ただいまの3社の御報告につきまして、どの点でも結構ですので、御質問があればお出しただければと思います。板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ありがとうございます。3社になのか、判例タイムズ社さんはもしかしたら関係ないのかもしれませんが、今、小塚先生からもあったように、全件手に入るようになったらとりあえず皆さんはデータベースには入れるという方向で理解してよろしいのかということ、その際に、今皆さんから御説明があったように要約を付けたり、いろいろなインデックスを付けていただいています、全件来るようになってこの努力というのは継続されますかということ。あと簡単に二つあるのですが、今かなり手をかけて仮名化していただいていると思いますが、御社内のデータベースの構造としては、仮名化されていないデータベースがあって、その隣に仮名化されたデータベースがあるようなデータベースの構造になっているという認識でよいのかということ、最後に、第一法規さんからは御説明があったのですが、削除とか仮名化してくれという要望があった場合、どれぐらい件数があったのかというのに対応していますか、というこの4点ですね、お願いします。

山本座長：

ありがとうございました。讚井様からまずお願いいたします。

讚井様（株式会社LIC）：

今の御質問の中で、仮名処理に対する苦情とかそういうものは、正直に言いまして、企

業からは一切ないですね。削除依頼などですね。一部あるとしますと、刑事判例の場合ですね。刑事判例で、「判例タイムズ」さんとか「判例時報」さんも実名で掲載されているものが古いものはたくさんありまして、それで代理人から、この方は出所して社会復帰しているのだから、これが載っていることによって、御家族なんかに知られた場合大変なことになるのでこれは消してほしいという、苦情ではないのですけれども要望はたまにあります。その場合はマスクングさせていただいています。ただ、民事では、ほとんど個人も企業も削除依頼とかそういうものは、一切無いと言っていいと思います。

仮名処理はほとんど私どもできちっとやっております。最近の判例についてはですね。ただ、企業の場合、それがプライバシーに影響しない場合は、企業名が無いと判決を理解するときに非常に困難だという判例もありますので、あえて何々企業事件と、労働判例さんなんかがそうですね。ただそれが、何々会社の栃木工場の工場長なんて言ってしまうと個人が特定されてしまうので、パワハラ、セクハラとか個人に影響してしまう場合は仮名処理をしています。この辺も、議論しながらやっています。

山本座長：

では、川原崎様お願いいたします。

川原崎様（第一法規株式会社）：

まず、20万件全件掲載するというところで間違いはないかという御質問だと思うのですが、弊社の場合は、間違いなく全件掲載するという前提で進んでおります。ただですね、先ほど来議論がありましたとおり、全件公開されても恐らく生の判決データを公開するというだけでは利用者の皆様に非常に使い勝手が悪かろうというふうに思いますので、何かしらの、判例データベース会社としての工夫というのは必要かなと思います。ただ、私が先ほど申し上げたメタデータのお話なのですけれども、やはり各利活用機関に判決を公開する以前の段階で、メタデータをできるだけ多く付与するようなことを考えてしまうと、それは社会的なコスト増につながるのではないかというふうに弊社では危惧しているところでございます。

削除の要望なのですけれども、これは弊社では実際に御要望を受けることはあります。まず、会社名を実名で公開している場合なのですけれども、これはですね、例えば具体的には二つ例がありまして、会社名が出ていて個人名が仮名化されているというようなケースがあります。そういった場合は、例えば規模の小さい会社の場合には事実関係から個人が特定できてしまうから、これはできれば会社名を伏せてほしいというような御要望を頂いたことがあります。そういった場合、やはり先ほど申し上げたように弊社のお客様であったりしますので、御要望どおりに企業名を伏せるということをやらざるを得ないというのが実情です。もう一つは、労働問題で、パワハラですとかセクハラ事件の当事者になった企業様から、採用活動に影響があるので企業名を伏せてくれないかというような御要望をいただくことがあります。それもですね、お客様であるというようなことを理由として、弊社では御要望どおり伏せるというような対応をとっております。先ほど讚井

様からもお話がありましたけれども、出典で、既に「判例時報」様ですとか「判例タイムズ」様で、古い判例で実名が出ている場合があります。そういったときに弊社のデータベースでも実名が出ているわけなのですけれども、これを取り下げてくださいないかというような御要望を頂くことがあります。そういった場合は、実は出典とさせていただいている「判例タイムズ」様、「判例時報」様の雑誌でも実名で公開されているのですよというようなことを御説明させていただいて、そうなのですねと御納得されるお客様もいらっしゃいますし、ただ、紙媒体というのは書棚に行ってそれを手に取らないと見られないのですけれども、やはりデータベースになると検索性が増しますので、検索にかかるというところでは非常にプライバシーの侵害という意味ではリスクが増すということになります。ですので、そういった場合はお客様と都度協議をさせていただいて、できるだけ御要望に沿うような対応をしているというのが実情でございます。

田中様（第一法規株式会社）：

第一法規の田中でございます。私の方から要約のことに関してお話させていただこうと思っておりますけれども、判決文に付加する情報というのはですね、編集して作っているものもあれば自動的に生成しているものもあります。おそらく20万件掲載していくことになると、書いていくというのは難しいことになっていきますので、AIで自動生成するということになります。この場合は、情報を付加していくというわけではなくて、判決文を掲載した瞬間にデータをAIに読み込ませて、例えば重要度による並べ替えであったりという結果を表示させるということになっていくと思います。技術的には、全件が並べ替えであったり要約であったりに対応できるようになるかとは思いますが、ただ、ここの精度が今、なかなか難しいところではあります。

山本座長：

ありがとうございました。それでは続きまして、町村委員からお願いいたします。

町村委員：

膨大なデータになると、どのように絞り込むかとかですね、利用者にどう提供するかということも重要ですし、そうなるとその判決の重要性をどう位置付けるかとか、ランク付けをするかということも重要だと思うのですけれども、デジタルデータならではのやり方があると思うのです。それは、例えば、オンラインデータベースのアクセス履歴とかですね、今アクセスされている判決であるとか、注目判決とかですね、そういったものが時系列的にも変わってくるでしょうし、集積されたデータも出てくるでしょう。それから、どのようなルートでアクセスされたのかとか、キーワード検索をしたそのキーワードはどのようなものが選択されたのかとかですね、逆にそうすると、裁判例のキーワードを付けるときにもそれは参考になるのではないかなというふうに思いますし、それから、各社とも判例、法令、そして文献などを取り扱っておられるわけですから、そういった閲覧履歴のデータなどももし取っておられればそれは情報の宝庫であって、判決を見た後に検索する文献とか類似の裁判例とかですね、そういったものがデータとしてできてく

るわけですね。クッキーなどを仕込むようなことをされれば更に発展すると思うのですけれども、そういうような履歴といいますか、利用者の履歴から利用者に重要性を逆にリコメンドするような、そういう機能というのはやろうと思えばできると思うのですけれども、それは行われたり、あるいは少なくとも実験されたりしているものなののでしょうか。それとも、そういったものは、正にプライバシー、個人情報の問題があるからということでは禁じられているというようなものなののでしょうか。その辺りを教えてください。

山本座長：

どちらに対する質問でしょうか。

町村委員：

データベースを中心にされているということで、LICさんと第一法規さんをお願いします。

山本座長：

わかりました。それでは、まず讚井様からお願いいたします。

讚井様（株式会社 LIC）：

お答えします。まずですね、私ども 20 万件の御提供をいただいたときはデータベースには 20 万件全部収録するつもりです。ただし、そこには条件がありまして、検索者が意図するものにたどり着けるように、先ほど言いましたように分類とか、過去の、今先生が御指摘されたような検索履歴で、どういう方がどういうものを見ているかというデータも含めて、それはプライバシーには関係のない範囲、影響しない範囲で、現在データを構築しています。それを使って、検索のアシスト機能で、大量の判決から絞り込めるような形を取りたいと思っております。

私のごっこりした考えでは、約 10 万件は一次的なセレクトで落とせると思います。いらない判例ですが、編集部がチェックしていったらその半分ぐらい、5、6 万件が本来の判例として対象になるのではないかと思っています。ただ、私どもがいらないと思った判例の中にも必要なものもありますから、検索者の意図ができるだけ生きるような AI を開発していくつもりで、現在もう既に手掛けております。

山本座長：

それでは第一法規の方から、川原崎様お願いいたします。

川原崎様（第一法規株式会社）：

ありがとうございます。町村先生の御質問、アクセス履歴などのログを保有して、それを利活用するという余地についての御質問だったと思うのですけれども、弊社では、ダウンロードしたログ、アクセスログについて、もちろん保有しております。保有情報の例としては、五つほど御紹介できるかと思うのですけれども、アクセスした年月日、分と秒まで分かるようになっております。それであると、当然閲覧されたユーザー様の ID、IP 認証の場合は団体 ID、検索時の検索条件、詳細表示を開いたときのどの判例を開いたかという情報、それとシステムから印刷、ダウンロードされたということまで分かるようになって

ています。そういったログ情報の保持については、やはり苦情があった場合に、この判例を誰が見たのかというところまで特定し対応を検討するためでもあるのですけれども、先生がおっしゃったように、やはり判例の重要性というような観点で利活用していくということも弊社の中では検討しております。ただ、ちょっと慎重になっておりますのが、やはり先ほど申し上げたように、我々判例のデータベース、主要なターゲットとしては弁護士の先生方を考えておまして、ただ、法科大学院ですとか公共図書館も同じように判例のデータベースを活用していただいている、やはり、どのようなお仕事、どのようなお立場かによって興味や関心を持たれている判例、検索条件というのも全然異なってくるかと思えます。その、お客様の属性に応じたログをきちっと分析した上でレコメンドなどをしていかないといけないという議論までは社内ですべてしております。その実装に向けては、ちょっとまだ、そういった観点の検討で時間がかかるかなというように思っています。

ログの情報を利用するということとは関係がないのですけれども、重要性という意味では、例えば弊社の場合は、注釈情報がたくさん付いた判例を、例えば重要判例としてマーキングしたりと、そういうようなことは現在できております。

山本座長：

ありがとうございました。ほかに御質問いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、3社に対する質疑応答はこの程度とさせていただきます。3社、判例タイムズ社浦野様、LIC 讚井様、それから、第一法規川原崎様、皆様お忙しい中御協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

それでは、本日の議論はこの程度とさせていただきます。事務局の方から連絡事項等についてお願いいたします。

事務局：

法務省の渡邊です。事務局から委員の交代について申し上げます。日本経済団体連合会の御推薦により委員を務めていただいております、日本電気株式会社法務部プロフェッショナルの安藤文子委員ですけれども、御異動に伴い、交代の御連絡をいただいております。委員の皆様におかれましては、御承知置きくださいますようお願い申し上げます。

山本座長：

安藤委員におかれましては、第1回から積極的な御発言をいただいていたところで残念ではございますけれども、本日までありがとうございました。安藤委員、一言お願いいたします。

安藤委員：

御説明いただきましたとおり、次回から別の者に交代することになりました。途中で交代となりまして、誠に申し訳ございません。経団連・NEC としましては、今後もこの会議に参加を継続していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。私個人としまして、せっかくのこういった機会をいただきましたので、良い制度になりますよう、陰ながら会

議の進捗を見守っていきたいと思います。ありがとうございました。

山本座長：

安藤委員、ありがとうございました。それでは、事務局の方から今後の日程等を説明していただければと思います。

事務局：

法務省の渡邊です。次回以降の会議の予定は、会議用資料として配付した資料のとおりです。議事の詳細は、後日事務局から連絡差し上げます。

山本座長：

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。

本日も熱心な御議論を賜りまして、誠にありがとうございました。

次回もまたよろしく願いいたします。